

居宅介護支援事業所の介護予防支援新規指定について

【概要】

居宅介護支援を運営する社会福祉法人 愛知県厚生事業団から介護予防支援（要支援の介護予防計画の作成を行う事業）の指定申請があり、令和6年12月1日で新規指定を行った。

これまで介護予防支援は、町内では北部地域包括支援センター及び南部地域包括支援センターの2か所で事業を行っていましたが、介護保険法の改正により、令和6年4月から居宅介護支援事業者においても介護予防支援の指定が受けられるようになりました。

【新規】

1 運営法人

社会福祉法人 愛知県厚生事業団
名古屋市東区出来町二丁目8番21号

2 事業所名

居宅介護支援事業所愛厚ホーム東郷苑
東郷町大字春木字下正葉廻間4337番地13

3 サービス種類

介護予防支援

4 新規指定年月日

令和6年12月1日

有効期間

令和6年12月1日から令和12年11月30日

5 その他

同一法人が既に南部地域包括支援センターとして、同サービス事業を行っているため、サービス利用に際して、利用者の分担等の調整が必要と思われます。現在までで利用実績はなし。

想定される利用者

介護認定で要支援の認定となったが、将来的に要介護で認定される可能性が高い方等